政令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十五号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年七月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十六号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表法務省の項中「五二、五三七人」を「五二、五六二人」に改め、同表財務省の項中「七一、〇八一人」を「七一、一〇六人」に改め、同表厚生労働省の項中「三一、七六二人」を「三一、七八三人」に改め、同表農林水産省の項中「二一、九九九人」を「二二、〇〇五人」に改め、同表合計の項中「二九六、二一八人」を「二九六、二九五人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

2　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表法務省の項中「五二、七六八人」を「五二、七九三人」に、「五二、五五一人」を「五二、五七六人」に改め、同表財務省の項中「七一、一五一人」を「七一、一七六人」に改め、同表農林水産省の項中「二二、〇一二人」を「二二、〇一八人」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

電気事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十七号

電気事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第一条（第一号及び第三号から第五号までを除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行期日は平成二十八年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十七年八月三日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十八号

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（託送供給等約款の認可の申請の期限）

第一条　電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の政令で定める日は、平成二十七年七月三十一日とする。

（最終保障供給に係る約款の届出及び離島供給に係る約款の届出の期限）

第二条　電気事業法等の一部を改正する法律附則第十条第一項及び第十一条第一項の政令で定める日は、平成二十七年十二月二十八日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一
内閣総理大臣　安倍　晋三